水田経営所得安定対策の手続きカレンダー（平成21年度・産）

平成２１年３月
九州農政局生産経営流通部担い手育成課

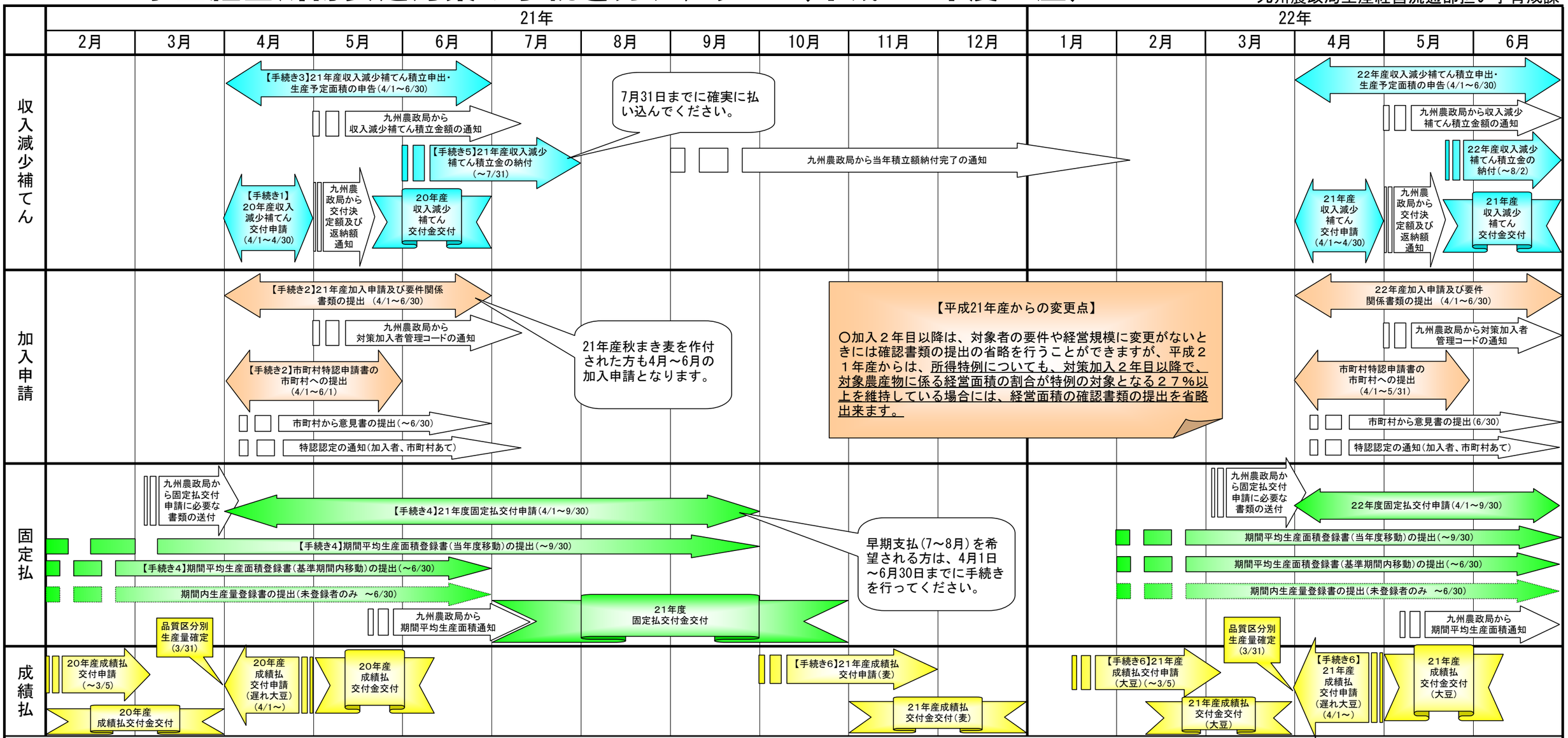

提出書類

【手続き１】20年産収入減少補てん交付申請

手続きの期間　平成21年4月1日～4月30日
提出書類
20年産「収入減少影響緩和交付金」の交付申請書（様式第10号）
添付書類
米穀の
①生産数量目標を確認できる書類
②品位等検査の結果を確認できる書類
③3月31日までの販売対象数量を確認できる書類（販売契約書の写し、販売委託契約書の写し、販売代金精算書の写し等）
※麦・大豆については、成績払交付申請添付書類で確認するため提出不要です。

【手続き２】21年産加入申請及び要件関係書類提出

手続きの期間　平成21年4月1日～6月30日
提出書類（加入申請）
21年産加入申請書（様式第１号）に必要事項を記入の上、提出してください。平成20年から継続加入の方は、前年のデータが印字されていますので、変更があれば修正の上、提出してください。
※物理的制約に応じた特例、生産調整組織に関する特例、所得に応じた特例、市町村特認を活用し加入される方は、「経営規模に関する要件における特例・特認の適用確認書」（様式第１号別紙１）を提出してください。
※初めて市町村特認を活用し加入される方は、上記のほか、「市町村特認申請書」（様式第17号）を、**市町村に提出**してください。
提出書類（要件関係書類）
「対象農業者であることの確認書類の提出・省略申請書」（様式第１号別紙２）に記載された関係書類
※20年産に引き続き加入の方で、対象者の要件や経営規模などに変更がないときは提出を省略できる書類があります。

「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」（様式第20号）

【手続き３】21年産収入減少補てん積立申出

手続きの期間　平成21年4月1日～6月30日
提出書類
21年産収入減少影響緩和交付金の積立申出書（様式第９号）

【手続き４】21年度固定払交付申請
【手続き４】期間平均生産面積登録書の提出

手続きの期間　平成21年4月1日～9月30日
提出書類
「過去の生産実績に基づく交付金」の交付申請書（様式第４号）
添付書類
「同交付金の期間平均面積計算書」（様式第５号）
※以下は該当の方のみ提出
「同交付金の期間平均面積登録書（当年度移動）」（様式第６号）（21年9月30日まで）
「同交付金の期間平均面積登録書（基準期間内移動）」（様式第７号）（21年6月30日まで）
※詳細は、九州農政局までお問い合わせください。

【手続き５】21年産収入減少補てん積立金の納付

手続きの期間　平成21年7月31日まで
手続き
九州農政局から、収入減少影響緩和交付金積立額等通知書により積立額の通知を受けたら、10%又は20%の収入下落に備えるかを選択の上、指定の口座に「積立額」を納付してください。
期限までに納付されない場合は、収入減少影響緩和対策の交付金を受けることができません。

【手続き６】21年産成績払交付申請

手続きの期間　平成22年3月5日まで（麦・大豆別に申請できます）
提出書類
21年産「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の交付申請書（様式第８号）
添付書類
①は種前契約数量を確認できる書類
②銘柄別に品質区分別出荷数量を確認できる書類
③品位等検査結果を確認できる書類

お問い合わせ先
九州農政局生産経営流通部担い手育成課
担当：濱岡・中満
電話０９６－３５３－３５６１（内線４２３７）
FAX ０９６－３２４－１４３９